

阿見町避難行動要支援者避難支援プラン
(全体計画)

茨城県阿見町
令和5年3月

目 次

第1章 目的	
1 基本的な考え方（避難支援計画の目的、自助・共助・公助の役割分担等）	1
2 用語の定義	2
第2章 避難行動要支援者名簿の作成等	
1 要配慮者の把握	2
2 名簿に掲載する対象者	2
3 名簿の作成等	3
4 名簿に掲載される個人情報の範囲	3
5 名簿に掲載される個人情報の収集方法	3
6 名簿のとりまとめ部局	4
7 名簿情報の更新及び管理等	4
8 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	4
9 名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供	5
第3章 避難支援体制	
1 避難支援等関係者となる者	7
2 避難行動要支援者の避難支援	7
3 避難支援体制	7
4 フロー図（避難支援）	8
5 避難行動要支援者の避難状況等の把握	8
第4章 情報伝達	
1 避難のための情報伝達	9
2 高齢者等避難、避難指示等の発令・伝達方法	10
3 地震・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法	10
第5章 避難誘導及び避難所における支援等	
1 避難誘導の手段・経路等	12
2 避難所における支援方法	12
3 福祉避難所の指定	13
4 在宅の避難行動要支援者への支援	14
5 避難訓練の実施	14
第6章 個別計画の作成	
1 個別計画の作成	15
2 個別計画の記載項目	15
3 支援体制の確保	15
4 個別計画の適正管理	15
第7章 計画の見直し	16

第1章 目的

1 基本的な考え方（避難支援計画の目的、自助・共助・公助の役割分担等）

本町では、平成22年度から、国が示したガイドラインに基づき、災害時要援護者名簿を作成し、関係機関に名簿の提供を行ってまいりました。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割となり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上がりました。このような被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援対策の充実・強化が求められています。

こうした状況を受け、国は平成25年6月に災害対策基本法（以下「法」という。）を改正するとともに、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面的に改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を示しました。この中で、市町村は、当該市町村に居住する避難行動要支援者の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられました。

本町では、法改正を受けた取組として、平成26年3月に改正した阿見町地域防災計画において、避難行動要支援者の支援体制の整備を推進することとし、その下位計画として、この「阿見町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行い、また、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受け、取組指針が改定されたことから、令和5年3月に「阿見町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」と名称を改めるとともに内容の見直しを行いました。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を基に、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・共助・公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制を確立し、地域の安全・安心体制の強化を図ることを目的とします。

基本的な計画の構成は、災害等が発生し、又は災害等が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その迅速かつ安全な避難確保を図るため、特に支援を要する方の範囲を位置付けし、その対象となる方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成及び避難支援等の実施に携わる関係者を定め、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報等の伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を計画の項目としています。

さらに、個別の避難支援計画については、避難行動要支援者の同意を得て、別途、「阿見町避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）（以下「個別計画」という。）」を策定するものとします。

2 用語の定義

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（法第8条第2項第15号）。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（法第49条の10第1項）。

(3) 避難支援等

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（法第49条の10第1項）。

(4) 避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（法第49条の11第2項）。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握

町長は、阿見町避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要配慮者（介護保険における要介護者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、日本語による意思疎通に支障がある外国人）の情報を集約します。

また、町が把握していない情報で名簿の作成のため必要があるときは、茨城県知事その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努めます。なお、情報提供の依頼及び提供に関しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にします。

2 名簿に掲載する対象者

避難行動要支援者名簿に掲載する対象者は、要配慮者のうち自ら避難することが困難なため、特に支援を要する次の方とします。ただし、病院や施設に入所されている方は対象外とします。

- (1) 65歳以上の一人暮らしの方、又は65歳以上の方のみの世帯
- (2) 介護保険要介護3以上の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- (4) 療育手帳（㉠・A）の交付を受けている方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- (6) 難病患者

(7) 乳幼児、共働き又はひとり親家庭等の児童で、保護者等からの申出があり、町長が避難支援等の必要を認めた方

(8) その他本人等からの申出があり、町長が避難支援等の必要を認めた方

3 名簿の作成等

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者に該当する者を把握するために必要な限度の範囲内で情報を集約し、名簿を作成します。

また、平常時から避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を更新します。

4 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や、安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や、身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要となります。また、災害発生時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要となります。

名簿には、次に掲げる事項を掲載するものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 本人又は保護者の連絡先（電話番号）
- (6) 緊急時連絡先（電話番号、本人との関係）
- (7) 避難支援等を必要とする理由
- (8) 必要とする支援内容
- (9) 行政区名

5 名簿に掲載される個人情報の収集方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は、法第49条の10第3項に基づき避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、町の関係部局が把握している要介護高齢者や障害者、乳幼児等の情報や関係部局が茨城県知事から取得する情報、及び自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める支援希望者から収集した情報を集約し作成します。

対象者	情報の担当部局
高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯）	高齢福祉課
要介護者	高齢福祉課
障害者（身体、知的、精神）	社会福祉課
乳幼児	健康づくり課
ひとり親家庭等の児童	子ども家庭課

6 名簿のとりまとめ部局

避難行動要支援者名簿は、保健福祉部社会福祉課がとりまとめて作成します。

7 名簿情報の更新及び管理等

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、避難行動要支援者の情報は最新に保つことが求められます。災害時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、町は名簿情報の更新を定期的に行うものとします。災害の規模等によっては、行政機能が著しく低下した場合であっても、避難行動要支援者の名簿を活用することが可能となるよう、町は、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築に努めます。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも情報を管理する体制を整備します。

8 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

町は、法第49条の1第2項に基づき、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意が得られた者の名簿情報を、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から避難支援等関係者に提供します。

(1) 名簿情報提供に係る意思の確認

①関係部局で保有する要配慮者情報より避難行動要支援者名簿を作成します。

②避難行動要支援者へ名簿に登録された旨を通知すると同時に、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供することについて、郵送等により同意を確認します。

なお、避難行動要支援者本人に判断能力が欠ける場合にあっては、親権者や法定代理人等からの同意を得るものとします。

また、同意の意思については、変更の申し出がない限り、名簿更新時に自動継続するものとします。

③避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した避難行動要支援者は、災害発生時の情報伝達や避難場所等への誘導等、一連の避難支援等の基礎資料となる個別計画を作

成するため、別紙様式第1号「阿見町災害時避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書（個別計画）」を町に提出するものとします。

- ④町は、登録申請書兼同意書の提出があった避難行動要支援者名簿（平常時情報提供用）を作成し、避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。

（2）名簿情報の適正管理

- ①平常時の名簿情報の提供先及び情報管理者は、次のとおりとします。

名簿情報の提供先	名簿管理責任者
行政区（自主防災組織）	区長（自主防災組織代表者）
民生委員・児童委員	地域担当者
警察署・消防署	警察署長・消防署長
社会福祉協議会	事務局長

- ②町は、避難行動要支援者名簿を提供する際に、誓約書等の提出により守秘義務を確保し、各地域での個人情報の取扱いに関する規約等の整備を推進し、個人情報保護の徹底を図ります。

- ③町は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等に対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑に行うものとするため、名簿情報の適正な管理に努めます。

- ④名簿情報の提供を受けた者は、当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。

- ⑤名簿の提供を受けた者は、避難者支援等の用に供する目的以外の目的のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外に提供してはならないものとします。

- ⑥名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはなりません。名簿の提供を受けなくなった後も、また同様とします。

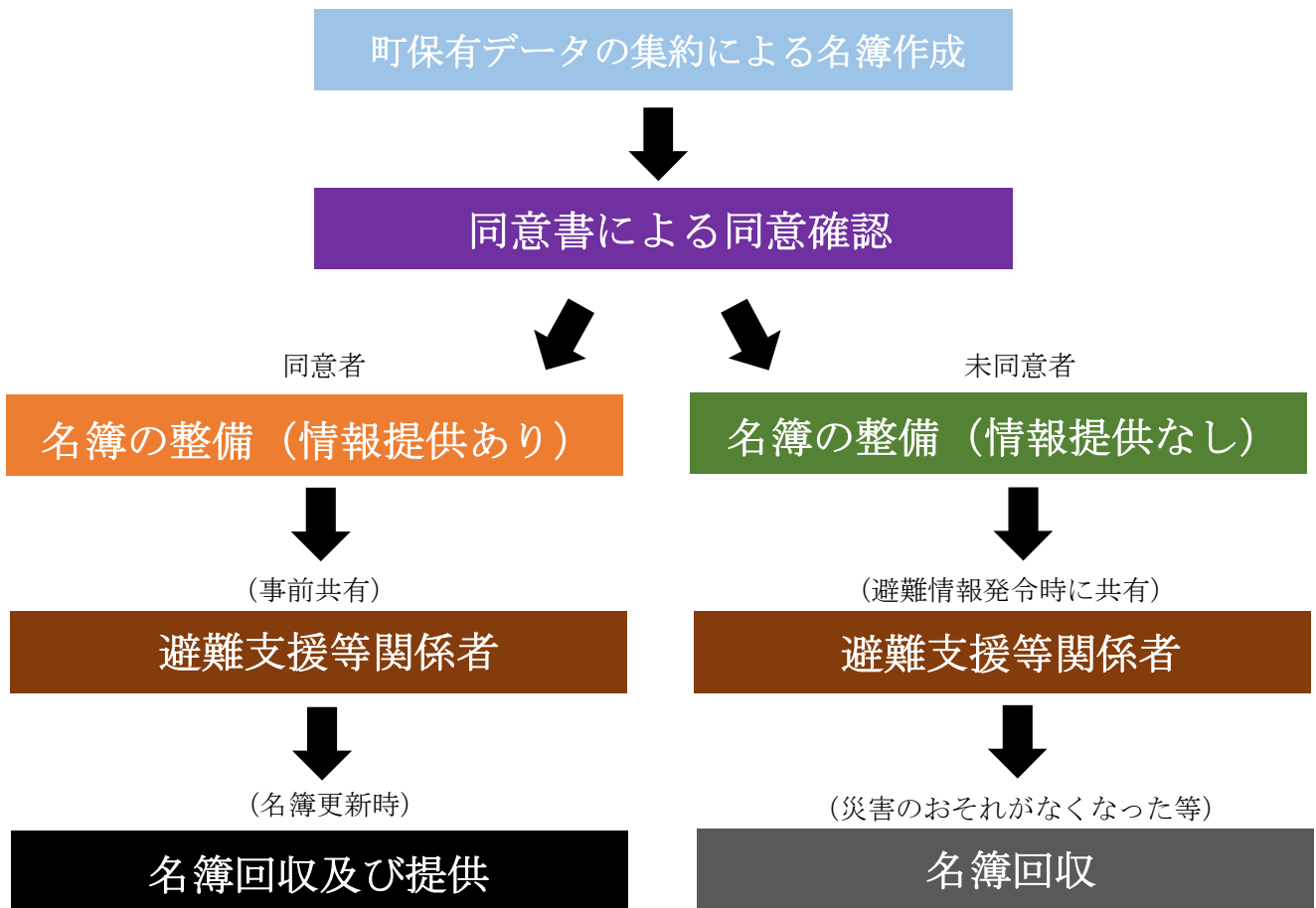
- ⑦避難支援関係者は、町から名簿情報の提供を受ける必要がなくなったときは、速やかに町へ名簿情報を返却するものとします。

9 名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供

災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると町長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供します。

町は、緊急に名簿情報を提供する場合の名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導します。

【名簿の整理及び管理】



避難支援等関係者への事前提供については、受領書の提出が必要

第3章 避難支援体制

1 避難支援等関係者となる者

次に掲げる者を避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とします。

- (1) 消防機関
- (2) 茨城県警
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) その他の避難支援等の実施に携わる関係者

2 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難支援を実施します。

ただし、避難支援等関係者は自らの安全や家族等の安全が前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施します。

- (2) 避難支援等関係者は、高齢者等避難、避難指示等が発令されたときは、名簿を活用して着実な情報伝達及び安否の確認、避難の支援を実施します。

3 避難支援体制

災害発生時には、避難支援等関係者に加え、ケアマネージャー等の福祉サービス提供者や障害者支援団体等の福祉関係者等とも協力して避難行動要支援者の支援にあたる必要があります。このため、町は、関係機関や団体等との間で、災害時における応援協定を結ぶなど、相互の連携を促進し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

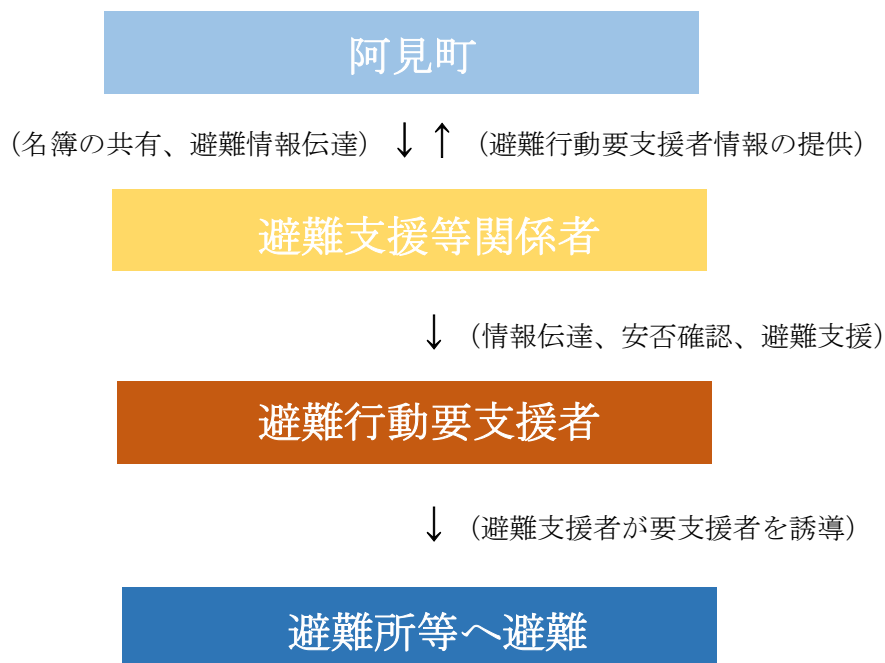
また、地域では、自主防災活動を通じて避難支援者として参加協力することができる多くの地域住民を確保するとともに、車椅子や担架など避難支援に必要な機材等も準備しておくなど、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援できる仕組みや体制を整える必要があります。

避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、区・自主防災組織、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出します。

避難支援者の選定に当たっては、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者自身の自助が必要不可欠であることについて周知に努めます。

4 フロー図（避難支援）

【避難支援フロー】



5 避難行動要支援者の避難状況等の把握

避難行動要支援者の避難状況について報告を受けた避難所配備職員や町職員は、災害対策本部に報告をします。

災害対策本部は、報告を受けた避難行動要支援者の避難状況等について町福祉班に報告します。

また、町福祉班は、災害対策本部からの情報のほか、行政区（自主防災組織）、民生委員・児童委員、町福祉協議会等からの安否確認情報の収集や、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害者支援団体等の福祉関係者からの利用者等の安否確認情報提供等により、速やかな避難行動要支援者の安否確認に努めるとともに、被災状況の把握に努めるものとします。

第4章 情報伝達

1 避難のための情報伝達

(1) 町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、阿見町地域防災計画に基づき高齢者等避難、避難指示等の発令・伝達を適時適切に発令し、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難行動を行うことができるよう努めます。

(2) 町は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行います。(防災行政無線放送、あみメール及びエリアメールによる配信、町ホームページへの掲載、広報車両による広報、Lアラート(災害情報共有システム)、避難支援等関係者への電話連絡、LINE等)

また、発令された避難情報が要配慮者を含めた住民全員に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

ただし、避難支援等関係者は自ら、震度5強以上と判断(テレビやラジオ等での確認は不要)した地震の場合や、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、町からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施します。

【気象庁震度階級表】

震度階級	人	屋内の状況	屋外の状況
震度5強	<ul style="list-style-type: none"> ○非常な恐怖を感じる。 ○多くの人が行動に支障を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。 ○テレビが台から落ちることがある。 ○タンスなど重い家具が倒れることがある。 ○変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○補強されていないブロック塀の多くが崩れる。 ○据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ○多くの墓石が倒れる。 ○自動車の運転は困難となり、停止する。

(3) 町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮します。

2 高齢者等避難、避難指示等の発令・伝達方法

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成し、高齢者等避難、避難指示等を発令する判断基準を明確化します。判断基準は、災害等ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別・具体的に定めます。情報伝達は、下記によって行います。

(1) 情報伝達ルート

避難指示等については、町から各自治会長（又は自主防災組織の代表者）を通じた避難行動要支援者及び避難支援者等へ直接伝達します。

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとします。

(2) 情報伝達手段

災害等の状況に合わせて、次の手段で伝達を行います。

- | | | | | |
|---------|--------|----------|--------------------|-----|
| ○防災行政無線 | ○あみメール | ○エリアメール | ○町ホームページ | ○電話 |
| ○FAX | ○広報車 | ○テレビ・ラジオ | ○Lアラート（災害情報共有システム） | |
| ○LINE 等 | | | | |

(3) 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、阿見町地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の支援班を所掌する班が行います。

さらに、阿見町地域防災計画に規定された避難行動要支援者関連施設に対しては、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、迅速かつ安全な避難を確保することとします。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難指示等を伝えることも考慮します。

3 地震・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

町は、各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等（公式ホームページ、ハザードマップポータルサイト）の実施に努めます。

また、各種ハザードマップを用いて避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図ります。

併せて、避難支援等関係者と平常時から避難行動要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築し

ます。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、地震、土砂災害等に備えます。

第5章 避難誘導及び避難所における支援等

1 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、町が避難指示等を発令した場合は、町と避難支援等関係者、避難支援者等が連携し、個別計画に基づき、避難誘導を行うこととします。

避難支援等関係者は、あらかじめ定めた手順により、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を実施します。その際、避難行動要支援者名簿に記載がある者で平常時における名簿情報の提供に同意を得られていない避難行動要支援者や、個別計画が策定されていない避難行動要支援者、被災による負傷等が原因で自ら避難することが困難となる者等に対しても、可能な限り安否確認や避難誘導を行います。

◆避難支援等関係者が避難誘導を実施する際の主な留意事項

- 避難経路は、できる限り危険な場所、その他新たに災害のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定します。
- 危険な場所には、表示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置します。
- 状況により、高齢者、障害者、病弱者、歩行困難者等は、適当な場所に集合させ、車両等による搬送を行います。この場合、必要な措置を施し搬送中の安全を確保します。
- 避難誘導は、できる限り自治会単位で行います。
- 避難誘導を実施する者は、避難行動要支援者に対し、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、避難状況について、行政区（自主防災組織）や避難所配備職員、その他町職員に報告、引継ぎを行います。

2 避難所における支援方法

町は、避難行動要支援者が少しでも過ごしやすい環境を整備するため、避難所に障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション、冷暖房機器等の増設などを行うよう努めるものとします。

また、通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための施設として、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適し、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と災害協定を締結するなど、福祉避難所の確保に努めます。

避難所では、必要に応じて避難支援等関係者等の協力を得つつ、相談窓口を設けることとし、その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性の担当者も配置するなどの配慮を行います。

避難行動要支援者の介護等は、原則、家族が行うものとしますが、避難所等において介護の支援を要請された場合は、特別な配慮が必要であることを他の避難者に示したうえで適切に対応するものとします。

特に避難行動要支援者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境（思いやりルーム、福祉避難所等）を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となります。一般の避難者に対しては、避難行動要支援者の優先支援の理解を得られるよう努めるものとします。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものとなることから、特に視覚障害者や聴覚障害者、日本語による意思疎通に支障がある外国人等に対する伝達方法については、特段の配慮を行います。

3 福祉避難所の指定

町は、避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、把握した避難行動要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定するよう努めます。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用します。

また、福祉避難所を指定した場合は、個別計画の策定を通して、その所在や避難方法を避難行動要支援者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得られるよう努めます。

なお、福祉避難所までの移動は、原則、地域住民等の協力を得ながら避難行動要支援者本人又はその家族が行うものとしますが、町は移動困難者について必要に応じて搬送車両を確保し、避難者の円滑な搬送に努めるものとします。

阿見町内の指定福祉避所

施設名	所在地	受入対象者	電話
総合保健福祉会館	阿見町阿見 4671-1	妊産婦、乳幼児、児童、高齢者、障害者	888-2940
阿見翔裕園	阿見町阿見 5137	要介護者、高齢者	840-2881
阿見こなん	阿見町南平台 1-33-10	要介護者、高齢者	879-8588
ケアセンター阿見	阿見町若栗 2957-4	要介護者、高齢者	889-1180
スーペリア 360	阿見町荒川本郷 2033-508	要介護者、高齢者	830-5300
あみまちの拠点くら・ら	阿見町実穀 1544-1	障害者、要介護者、高齢者	886-9005

4 在宅の避難行動要支援者への支援

避難所へ移動しない避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者および町は、連携・協力して定期的に声掛けを行うなど、安否を確認するとともに、心理的に孤立しないよう配慮するものとし、必要に応じて救援物資や食料を配布するものとします。

5 避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、地域住民や避難行動要支援者、避難支援者が積極的に訓練に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難指示等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られます。

また、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対策として、災害発生時に町から緊急に避難行動要支援者の情報が開示されたことを想定した訓練を実施し、避難支援等を円滑に行うことができるようにしておくことも求められます。

第6章 個別計画の作成

1 個別計画の作成

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ安全に実施するため、町は、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所等に避難させるか、個別計画を定めておきます。

なお、個別計画の作成にあたっては、避難支援等関係者が、避難行動要支援者本人と災害時の支援方法等について具体的に話し合い、その結果、避難行動要支援者について特定の支援者や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別計画が作成されるよう、町は避難支援等関係者に協力を求めるものとします。

町は、避難行動要支援者について、必要に応じて作成の優先度を判断し、優先度が高い者から個別計画を作成します。

2 個別計画の記載項目

個別計画には、避難支援に必要な次に項目を掲載するものとします。

- (1) 避難行動要支援者の基礎情報（氏名、性別、生年月日、住所等）
- (2) 避難行動要支援者の状況（家族構成、身体等の状態等）
- (3) 家族や緊急時の連絡先電話番号等
- (4) 住居の状況
- (5) 避難支援者
- (6) 避難場所
- (7) その他必要な事項

3 支援体制の確保

個別計画に記載する「避難支援者」については、災害時の安否確認等が必ずしも保障できるわけではないため、避難行動要支援者1名に対して2名の避難支援者を配することとします。

避難行動要支援者（又はその家族）は、避難支援者としての役割を説明し、同意を得たうえで、近隣に住んでいる家族や近所の方等を避難支援者に指定します。

なお、避難行動要支援者が避難支援者を指定できないとき（適切な避難支援者がいない場合）は、行政区長（自主防災組織代表者）、民生委員・児童委員が、町や町社会福祉協議会と調整し、避難支援者を指定します。

4 個別計画の適正管理

- (1) 個別計画に記載された情報は、避難行動要支援者本人、町及び避難支援等関係者

で共有します。なお、個別計画は個人情報が多く含まれているため、その個人情報の保護に留意するものとします。

(2) 避難支援等関係者は、個別計画を避難行動要支援者の避難支援に関する目的(訓練等の啓発を含む)以外に使用してはならないものとします。

(3) 避難行動要支援者の状態や避難支援者の情報の更新については、避難行動要支援者本人(又はその家族等)からの変更の申し出により、随時更新します。

(4) 避難支援等関係者、特に自治会や自主防災組織は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろからのコミュニケーションづくりに心掛けるようにします。

第7章 計画の見直し

町は、防災避難訓練等の実施により発見された課題等について検証し、必要に応じて本計画や個別計画を柔軟に見直すこととし、より円滑な避難行動要支援者の支援が図られるよう努めるものとします。